

斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館利用の手引き

斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館は、住民福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図り、地域コミュニティの活性化を推進するために、広域的な自治会や住民団体など地域住民のコミュニティ活動の拠点として設置された施設です。

当地域交流館は、地域の広域的な自治会である五丁町連合自治会が管理を行っています。

利用のご案内

■所 在 斑鳩町法隆寺東1丁目4番6号

■利用時間 午前9時 ～ 午後10時

■利用区分 (午前・午後・夜間)

【午前】 午前9時 ～ 12時

【午後】 午後1時 ～ 5時

【夜間】 午後6時 ～ 10時

■部 屋 1階 集会室A (利用人数 30人まで ※) 約28帖
集会室B (利用人数 30人まで ※) 約28帖

(集会室A, Bは合わせて1室としても使用できます。)

※長机を使用した場合で最大30人収容できますが、使用方法により収容人数は増減します。

2階 小会議室 (利用人数 12人まで ※) 約12帖
和 室 (利用人数 18人まで ※) 18帖

※収容人数はあくまで目安であり、使用方法により増減します。

■駐 車 場 7台

※周辺道路は駐車禁止です。駐車台数には限りがありますので、お車での来館はお控えください。

利用方法

■申込方法

○申込日時 月・水・金曜日（平日のみ）

午前8時15分～午前9時

【祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除く】

○申込方法 ①電話または訪問（管理者宅）により予約を行う。

②予約終了後、使用日の前々日までに「**使用申込書**」に必要事項を記入して、管理者に提出する。

※なお、上記書類の提出がない場合は予約を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

（管理人の連絡先については、役場総務課へお問い合わせください）

【役場総務課 ☎0745-74-1001（内線271）】

○予約受付期間 使用日の属する月の前々月（2ヶ月前）の初日（1日）から使用日の前々日まで

【ただし、前々月の初日が、平日の月・水・金曜以外の日、年始（1月1日～1月3日）の場合は、次の平日の月・水・金曜とする。】

○鍵の借用について 使用者は、利用する時間に管理人から鍵を借用し、利用後管理人に返却する。

※管理人の都合により鍵の受け渡しができない場合は、役場総務課で鍵

の

受け渡しを行いますので、管理人の指示に従ってください。

○利用対象 斑鳩町内の自治会及び住民団体など

■使用料 無料

※ただし、エアコンを使用される場合は有料（コイン式）となりますので、必要金額を投入して使用してください。

※予約を取り消す場合は、速やかに管理人へ連絡してください。

利用者の皆様へのお願い

■使用にあたり守っていただく事項

- 申込みされた使用時間には、鍵の借用時から返却時まで、すべての時間を含むことから、時間内に準備・清掃等すべてが終了するよう、使用時間を厳守すること。
- 申込みされた使用時間において、別々の部屋で使用が重なった場合、使用終了時間が一番遅い使用者が鍵の施錠を行い、管理人に鍵を返却すること。なお、施錠が確実にできるよう、鍵を開けた使用者は、終了時間が一番遅い使用者に鍵の引継ぎを行うこと。
- 畳・障子・ふすま・テレビ等の設備や机、いす、座布団、コップ等の備品を損傷しないよう大切に使用すること。
万一、損傷した場合は、速やかに管理人まで必ず届け出ること。
- 使用した備品については、使用終了後直ちに元の状態に戻すこと。
- 使用後は部屋やトイレの清掃、換気扇や電灯の消灯、ガスの元栓のチェックや戸締まりなど各箇所の点検を必ず行うこと。
- 発生したごみは、必ず持ち帰ること。
- 受動喫煙防止の観点から、建物内及び敷地内で喫煙しないこと。
- 飲食については各部屋において弁当程度の飲食は可能とするが、ごみは必ず持ち帰るとともに、きちんと清掃を行うこと。
- 座布団は和室専用となっているため、他の部屋で使用しないこと。
- 駐車場を利用する場合は必ず前向きで駐車すること。
- 交流館周辺は生活道路であることから車両は徐行し、路上駐車はしないこと。
- 施設にない特別の設備を使用するときは、あらかじめ承認を得ること。
- 敷地内では、ボール遊び、自転車・単車の乗り回し、花火、その他危険な行為を行わないこと。
- 外部に大きな音、声を出さないこと。

○他の者に迷惑をかけないこと。

○使用後は「使用報告と点検記録用紙」に必要事項を記入し、管理人に提出すること。

◆使用の制限又は取消し

次のいずれかに該当すると認めるときは、町はその使用の制限又は取消しをすることがあります。

①災害の発生等により緊急に町が使用する必要が生じたとき。

②町の公の行事等で使用するとき。

③営利を目的として使用するとき。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するおそれがあると認められるとき。

⑤その他、管理上支障があると認めるとき。

上記①から⑤の規定により許可した事項を変更し、又は使用を制限し、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止した場合において、使用者に損害が生じることがあっても、町はこれに対して責めを負わないことになっています。（斑鳩町地域交流館設置条例第5条による）

◆損害の賠償

使用者が建物又は設備その他物件を損傷、滅失したときは、町は原状の回復又はその損害賠償を求めることができることになっています。（斑鳩町地域交流館設置条例第7条による）